（流氷等に関する情報の把握）

第百四十六条の四十九の二　極海域航行船等には、流氷その他の海氷に関する情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。

（積付計算機）

第百五十七条　船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリアには、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2　（略）

（適用）

第百六十九条の四　この章の規定は、次に掲げる揚貨装置については、適用しない。

一　総トン数三百トン未満の船舶（国際航海に従事する旅客船を除く。）に施設するもの

二・三　（略）

第百六十九条の十一　（略）

2・3　（略）

4　アンカーハンドリングウインチ（海面下の作業に従事するものであつて、錨の回収及び再配置を目的として錨鎖及び係留索の繰出し及び巻取りを行うウインチをいう。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　安全に操作するための措置が講じられていること。

二　過負荷防止のために有効な安全装置を備えていること。

三　錨の回収及び再配置を安全に行うための措置が講じられた操作場所を設けること。

四　非常用錨離脱装置を備え、かつ、これを安全に使用するための措置が講じられていること。

五　アンカーハンドリングウインチの要目、寸法及び性能を表示していること。

（非常電源）

第二百九十九条　（略）

2　前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域及びＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一～二十三　（略）

二十四　電子傾斜計

二十五～四十二　（略）

3～6　（略）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資料の供与等）	（資料の供与等）
第五十一条　（略）	**第五十一条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）

（流氷等に関する情報の把握）

第百四十六条の四十九の二　極海域航行船には、流氷その他の海氷に関する情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。

（積付計算機）

第百五十七条　船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項に規定するバルクキャリアをいう。次項において同じ。）には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2　（略）

（適用）

第百六十九条の四　この章の規定は、次の各号に掲げる揚貨装置については、適用しない。

一　総トン数三百トン未満の船舶に施設するもの

二・三　（略）

第百六十九条の十一　（略）

2・3　（略）

（新設）

（非常電源）

第二百九十九条　（略）

2　前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域及びＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一～二十三　（略）

（新設）

二十四～四十一　（略）

3～6　（略）